

【NEWS RELEASE】

2024年11月12日

株式会社KADOKAWA

株式会社KADOKAWA LifeDesign

公正取引委員会からの勧告について

株式会社KADOKAWA（本社：東京都千代田区、取締役 代表執行役社長 CEO：夏野剛、以下 KADOKAWA）およびその100%子会社である株式会社KADOKAWA LifeDesign（本社：東京都千代田区、代表取締役社長：三宅明、以下 LifeDesign）は、本日、公正取引委員会から、下請代金支払遅延等防止法（以下、下請法）の適用対象となる事業者との取引に関して、下請法に基づく勧告（以下、本勧告）を受けました。

本勧告に直接関わる全ての方々をはじめとする、多くの関係者に多大なるご迷惑をおかけする事態となりましたことを深くお詫び申し上げます。

本勧告の概要

本勧告ではKADOKAWAおよびLifeDesignは、雑誌「レタスクラブ」の発行事業に係る記事作成および写真撮影業務に係る発注単価（以下、本発注単価）について下請事業者26名（以下、本下請事業者）と十分な協議を行うことなく一方的に決定したと認定され、当該行為が下請法第4条第1項第5号に掲げる行為（下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること）に該当すると判断されました。

本勧告への対応

本勧告の対象となった本発注単価は2023年4月発売号の取引から適用されており、本勧告を受け、KADOKAWAおよびLifeDesignは本下請事業者との間で十分に協議したうえで発注単価の見直しを行ってまいります。

またKADOKAWAおよびLifeDesignは、新たな本発注単価が確定次第速やかに、2023年4月発売号分まで遡って、当該本発注単価と支払済下請代金との差額に相当する金額を、本下請事業者に対してお支払いいたします。なお、本下請事業者に対しては、既に上記についてご連絡をさせていただいております。

KADOKAWAグループは、本勧告を真摯に受け止め、今後同様の問題が発生することのないよう、本勧告の内容を役員および従業員に周知徹底するとともに、改めて下請法に関する社内研修の実施、各種社内手続の検証、継続的なモニタリングなどを通じて、さらなるコンプライアンスの強化と再発防止に取り組み、法令遵守を徹底してまいります。

以上

【本件に関する報道関係からのお問い合わせ先】

株式会社KADOKAWA IR・広報室

pr-dept@kadokawa.jp